

つちはし事務所通信

10

September

2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025年10月1日

要確認

実質負担なし！徳島県賃上げ応援サポート(徳島県)と「業務改善助成金」の拡充(厚生労働省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、最低賃金割れの従業員がいる場合の支援を再度お知らせします。徳島県賃上げ応援サポートと厚生労働省の「業務改善助成金」の拡充(令和7年9月5日から)のポイントを確認しておきましょう。

①「徳島県賃上げ応援サポート」で設備投資を支援します！(徳島県)

①国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引き上げに取り組み、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

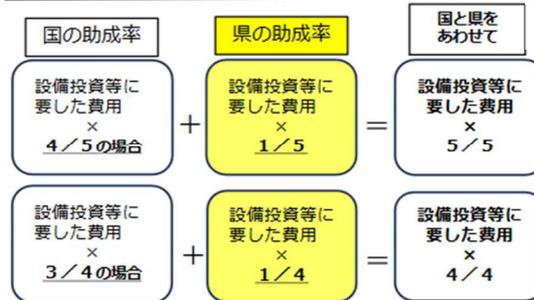
業務改善助成金についてはこちらをご確認ください。



<対象要件>

- 令和7年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和8年2月27日(金)までに確定通知を受けていること**等

設備投資額が助成上限額内の場合



※設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり

実質負担なし！

★申請期限:令和8年3月2日(月)
提出:徳島県生活環境部労働雇用政策課
※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。詳しくは県のHPをご確認ください。

②「業務改善助成金」の拡充をします！(厚生労働省)

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細はこちら

【上限等】 上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)

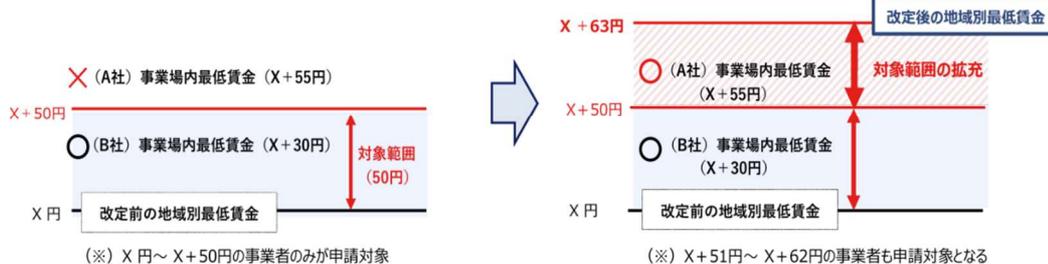


1) 対象事業者の拡大

現行 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

拡充 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

<例:地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円(引上額63円)の場合>



★令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げについて、政府は、「対応していただく中小企業の皆様、小規模事業者の皆様を、強力に後押ししていく」としていますが、その代表的な支援策が、この「業務改善助成金」の拡充です。まずは、令和7年度の改定に伴い、地域別最低賃金未満の社員(最低賃金割れの

2) 申請手続きの簡略化

現行 賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充 賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

1

社員)が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。

「改正育児・介護休業法」就業規則(育児・介護休業規程)の見直しなどはお済みですか

改正育児・介護休業法の第1段階が4月に施行され、第2段階についても10月に施行されます。この改正に伴い、就業規則(育児・介護休業規程)・社内様式の見直しや、個別周知・意向確認などの準備が必要となります。現行では、仕事と育児の両立を支援する制度として、育児休業、育児短時間勤務、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限および子の看護等休暇がありますが、10月からはどのような改正規定があるのか？今一度、確認しておきましょう。

●令和7年10月1日から施行されるもの

◆3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。

具体的には、以下の5つの選択肢の中から、企業が2つ以上の制度を選択して導入し、対象となる従業員がその中から1つを利用できるようにすることが必要になり、就業規則等で定める必要があります。

- ① 始業時刻の変更
- ② テレワーク等(10日/月)
- ③ 保育施設の設定運営等
- ④ 養育両立支援休暇の付与(10日/年)
- ⑤ 短時間勤務制度



時短



◆妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

聴取内容

- ①勤務時間帯(始業及び就業の時刻)
- ②勤務地(就業の場所)
- ③両立支援制度の利用期間
- ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直しなど)



★上記改正は選択肢があるとはいえ全ての企業に義務づけられるものです。その内容は、就業制度や勤怠管理の実務にまで影響するものであり、改正内容をしっかり理解し、適切に対応することが求められます。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

- ★ 参考にしようと、昨年の10月号の事務所通信のあとがきを見ていると「自民党新総裁が石破茂氏に決まり、今後の政策の動向にも注目…」との文章が目にとまりました。あれから1年、またも自民党総裁選が行われており、顔ぶれも変わらぬまま。日本は前に進んでいるのだろうか、それともまだ「失われた30年」の続きなのだろうか、ふと考え込んでしまいます。
- ★ とはいえ、30年間ほぼ横ばいだった最低賃金は、ここ数年で急カーブを描いて上昇中、来年1月には徳島県も1,046円になります。その上、少子高齢化の進展による人手不足はますます進んでいますから、いかに少ない人数で生産性を上げるか、いかに生産性の高い人材に選んでもらえる企業になるかが、これからの事業運営のかなめとなりそうです。
- ★ 生産性を上げるために「設備投資」を検討しているなら、ぜひ検討してほしいのが「業務改善助成金」と「徳島県賃上げ応援サポート」事業です。この2つを組み合わせることで、実質自己負担なしで設備投資を行えるという制度設計となっています。ただし、助成金には対象となるための要件や、必要書類を整えてから設備投資するなど様々な注意点ががありますので、ご利用をお考えの場合は、ぜひお早めにつちはし事務所の担当者までご相談をお願いいたします。順番を間違えると、支給されないという落とし穴があるので計画はお早めに。
- ★ また賃金設計の参考としては、先月号でもご案内した今年の社労士会セミナーをぜひ参考にしてください。テーマはズバリ「人材確保に繋がる中小企業の賃金制度・賃上げの進め方」。日時は10月10日(金)、お申込みの締め切りは10月3日(金)まで。詳しくは右記をQRコードからご覧ください。

